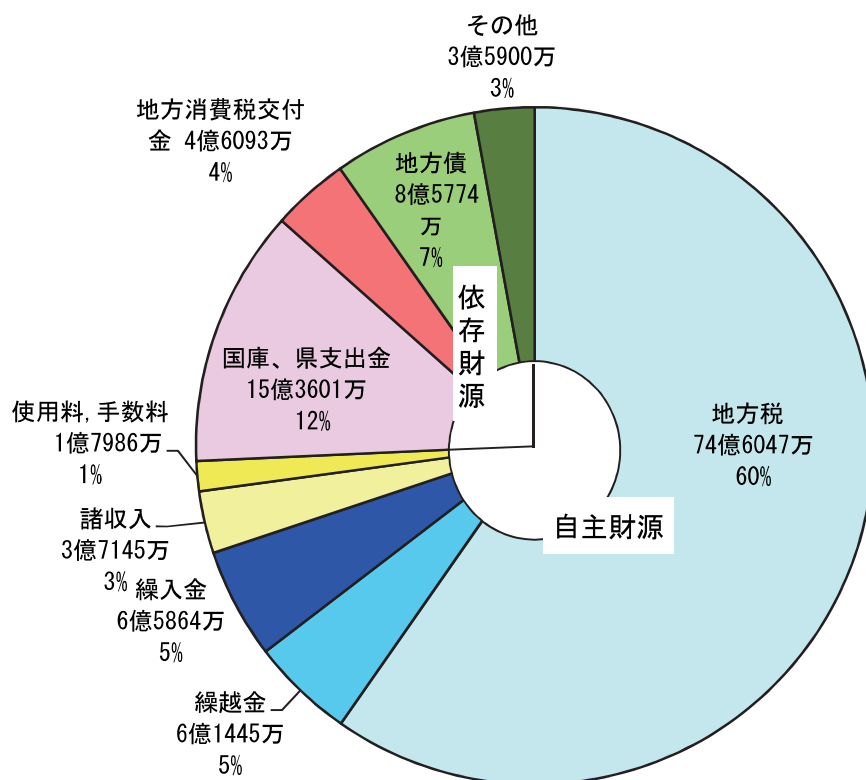


2. 一般会計歳入決算の状況

(1) 一般会計・歳入

平成23年度三芳町の財政状況はどうなっているのか、最初に一般会計の歳入(収入)総額124億9,824万円について見てみましょう。

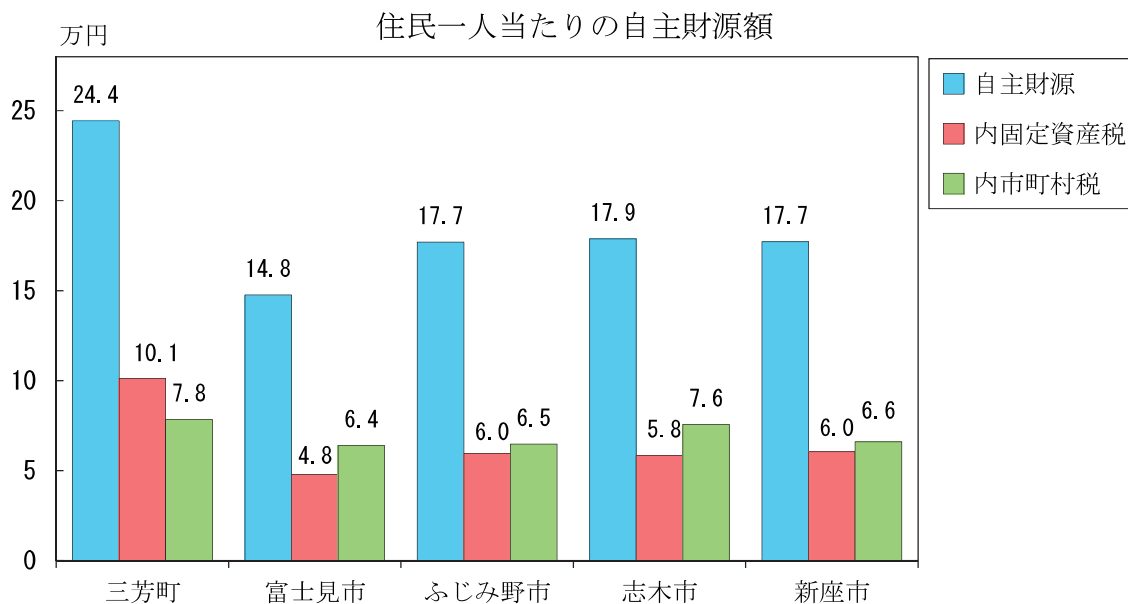
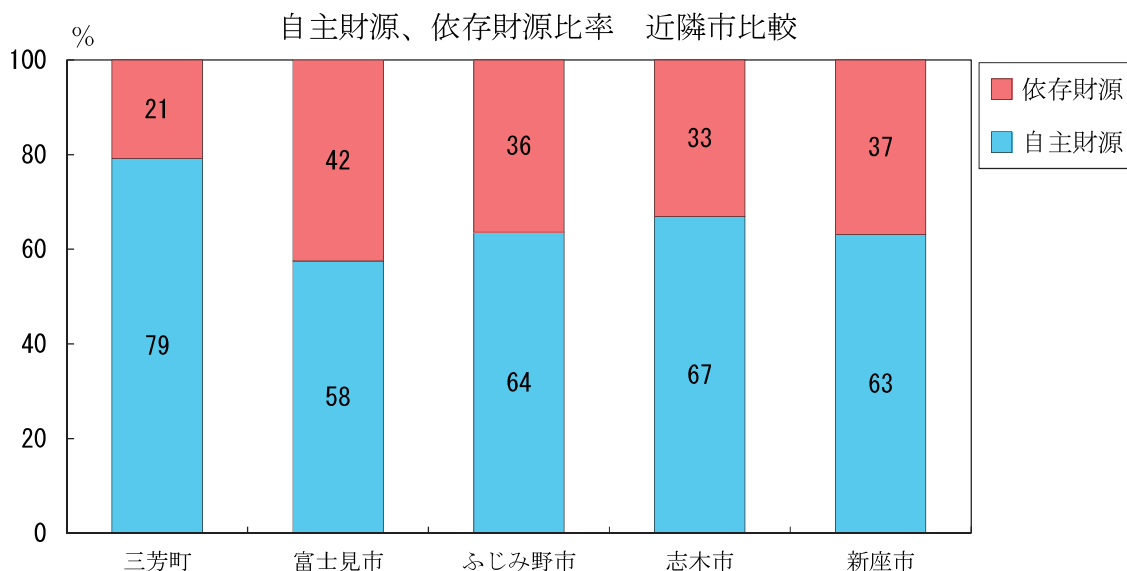


三芳町は歳入額の74%が自主財源として、町の裁量で使う事ができます。また歳入総額の7%は地方債(借金)で手当てしています。

※ 自主財源：町独自の権限で調達できる財源であり、町独自の事業に使う事ができます。

依存財源：国や県が支出する財源や地方債で、大半が使用目的が決められています。

区分		概要
自主財源	町税（地方税）	個人・法人町民税、固定資産税、都市計画税他
	使用料、手数料	町立施設の使用料、証明書発行手数料
	分担金、負担金	保育料他
	繰入金	各種積立金（基金）から一般会計へ繰り入れた金額
	繰越金	前年度の剰余金で本年度に繰り越された金額等
	諸収入	貸付金の元利収入や広報の広告料等の雑入など
依存財源	国、県支出金	使用目的が決められた、国や県から交付されるお金
	町債（地方債）	国や金融機関からの借入金
	その他依存財源	国や県が徴収した税金の一部が町に交付されるもの（地方消費税交付金、地方交付税等）



(2) 一般会計・歳入内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	増減
地方税	7,411,418	7,460,470	49,052
町民税	3,012,909	2,980,074	-32,835
(うち個人)	2,176,421	2,120,947	-55,474
(うち法人)	836,488	859,127	22,639
固定資産税	3,807,880	3,847,421	39,541
軽自動車税	44,152	45,469	1,317
たばこ税	242,859	282,906	40,047
都市計画税	303,618	304,600	982
地方譲与税	95,720	93,151	-2,569
利子割交付金	16,442	12,857	-3,585
配当割交付金	8,830	10,030	1,200
株式等譲渡所得割交付金	2,964	2,482	-482
地方消費税交付金	448,442	460,929	12,487
自動車取得税交付金	36,907	21,365	-15,542
地方特例交付金	88,773	116,967	28,194
地方交付税	47,136	49,384	2,248
(うち普通交付税)			0
(うち特別交付税)	47,136	49,384	2,248
交通安全対策特別交付金	7,247	6,947	-300
分担金・負担金	38,993	39,251	258
使用料・手数料	167,618	179,859	12,241
国庫支出金	1,032,241	1,014,585	-17,656
県支出金	656,985	521,424	-135,561
財産収入	17,264	5,381	-11,883
寄付金	3,195	1,184	-2,011
繰入金	635,342	658,335	22,993
繰越金	679,698	614,445	-65,253
諸収入	311,263	371,454	60,191
地方債	1,084,893	857,737	-227,156
合 計	12,791,371	12,498,237	-293,134

Q：色々な歳入があるのね

A：かなりの項目で、初めて聞くものばかりでしょう。

金額が大きい費目を押さえておくと良いです。

①地方税が全歳入の6割近くの74億6,047万円あります。

②地方譲与税は、国税として徴収され、一定の基準に基づいて地方自治体に譲与されます。

配分されるものは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

③消費税5%は、国が4%と地方に1%が配分されています。

消費税地方分の2分の1が都道府県に、2分の1が市町村の人口及び事業所で働く従業者数の割合で地方消費税交付金として市町村に配分されます。

④特別交付税は普通交付税でカバーできない、個別あるいは災害などの緊急時の財源として交付されます。特別交付税は地方交付税総額の6%相当分が交付され、普通交付税がない不交付団体にも交付されます。

⑤国と県からの使い方が決められている、国庫支出金と県支出金の合計が15億3,600万円あります。

⑥町債（借金）を8億5,774万円発行しています。

三芳の夏の風物詩として蛍観賞があります。年によっても異なりますが、毎年6月上旬から下旬にかけて竹間沢の「こぶしの里」で見ることが出来ます。蛍は夜の7時頃から9時頃にかけて活発活動し、「こぶしの里」の林を飛び交う光は大変幻想的です。

蛍が生育するには、水温が15℃～20℃、流れの緩い綺麗な水場が必要で、「こぶしの里」には綺麗なわき水の流れが有り、この水場が蛍の生育に適しているようです。

また、蛍の幼虫が育つためには、えさになるカワニナが生息している事が条件です。

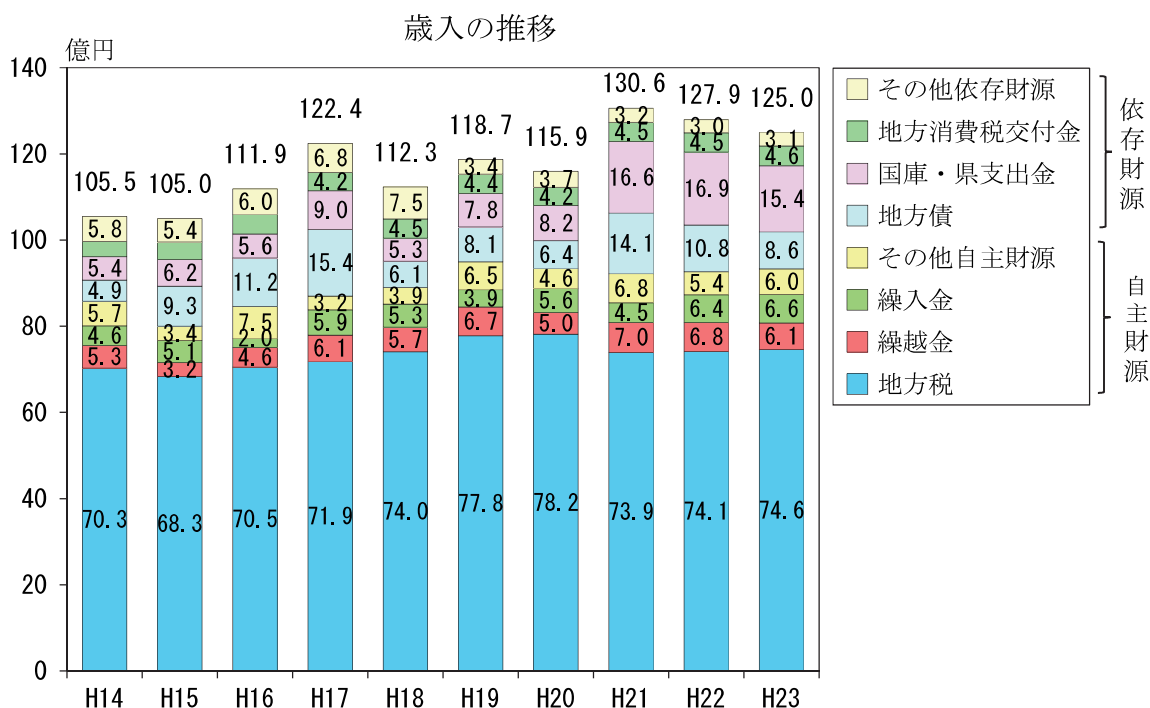
この蛍の育成を続けているのが「竹間沢ほたる育成会」の皆さんで、川の清掃や、毎年千匹弱のホタルの幼虫を放流し、またえさになるカワニナを放流しています。

多くの方に見て頂きたいと思いますが、蛍は光に敏感のため鑑賞の際には懐中電灯やフラッシュの使用は控えて下さい。また水場が汚れると蛍は育ちませんので、ゴミ捨てなどで汚さないようにお願いします。



(3) 歳入決算の推移

町の歳入は色々な要因で増加しています。



①地方税はリーマンショックによる景気後退から少し回復していますが、平成21年度から減収になっています。

平成20年度と平成23年度の地方税収を比較すると、3億5,468万円の減収になっています。

②国庫支出金が平成21年度に大幅に増額しているのは「定額給付金支給」として5億5,939万円が、この年に限り国から支出されているからです。

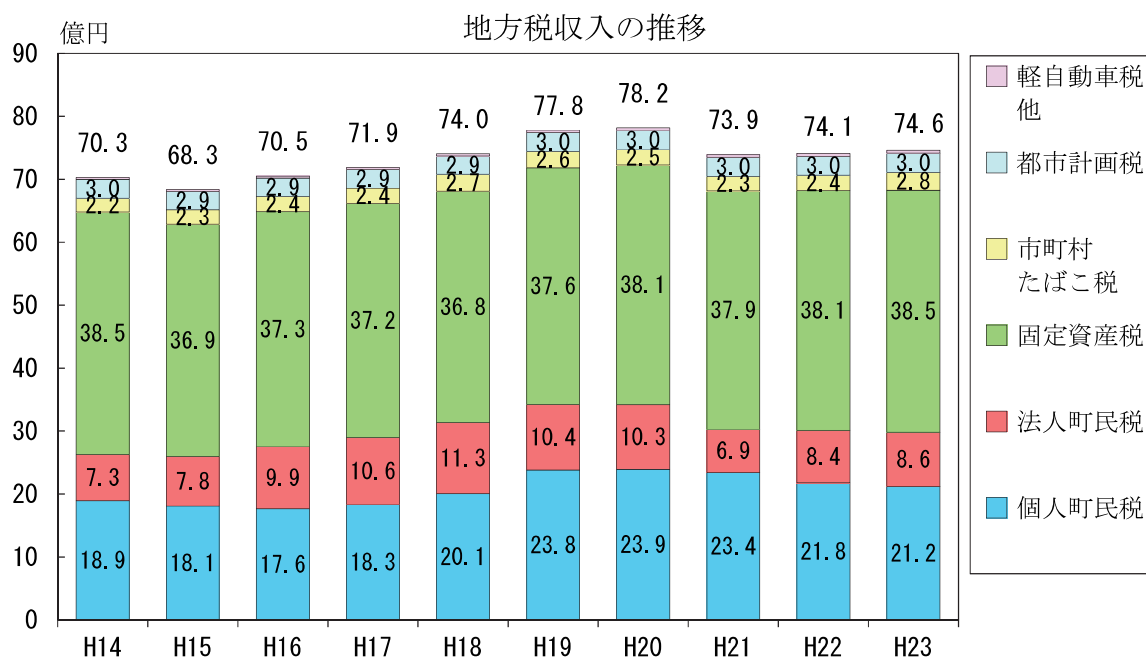
③平成22年度から「子ども手当負担金」として国庫支出金が大幅に増加しています。平成23年度の「子ども手当負担金」は6億697万円です。

④平成23年度の地方債の減少は、平成22年度では5億2,439万円発行できた臨時財政対策債（町の借金）が、国の方針で約半分の2億5,944万円までに減額されたからです。

(4) 地方税収入

自治体の収入で大きな割合を占めているのが地方税です。

地方税は自治体が直接課税し、使い道は特定されない一般会計の重要な財源です。地方税には、個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などの税が含まれます。

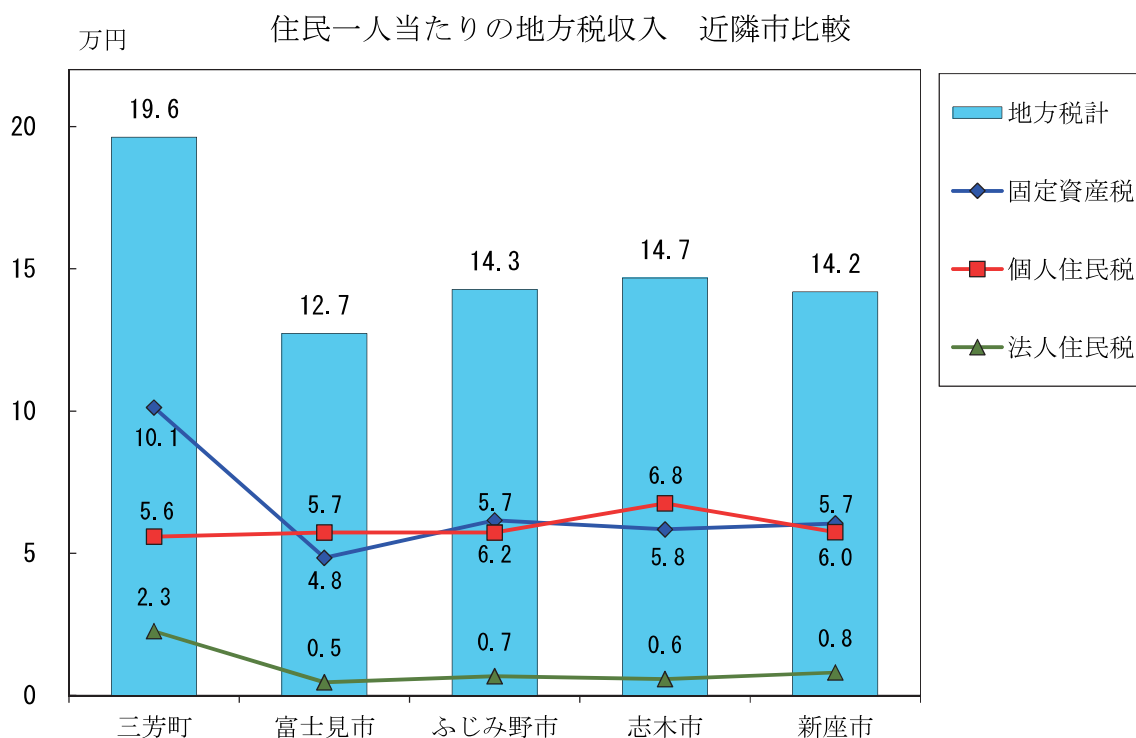


地方税収入の推移をみると。

- ①都市計画税、市町村たばこ税、軽自動車税はあまり大きな変動が見られません。
- ②固定資産税は地方税収の50%強、38億円程度で大きな財源になっています。固定資産税はこの10年間は大きな変動がありませんが、変動要因は3年毎の課税標準額評価替えて、景気の動向にはあまり左右されない安定した財源です。
- ③法人町民税は平成20年のリーマンショックにより、平成21年度の税収では前年比3億4,097万円、率にして33.2%も落ち込みました。その後の景気の回復により、平成23年度では平成21年度と比較して1億7,308万円増加しましたが、平成20年度の水準にはなっていません。
- ④個人町民税はその年の所得に対する課税が翌年度に徴収されるため、景気の変動があった場合は翌年度または翌々年度に影響が現れます。従って個人住民税は平成22年度に大きく落ち込み、平成23年度はリーマンショックの影響前の平成21年度と比べると2億2,219万円の減収となっています。

平成19年度に個人町民税が増加したのは、三位一体の改革で所得税と地方税の見直しがあり、国から地方に税源移譲されたためです。

今後は高齢化による現役世代の減少により、個人町民税の落ち込みが気になります。



住民一人当たりの地方税を近隣市と比較すると、三芳町の特徴がよく分かります。

①固定資産税は他市と比べて2倍前後になっています。

企業が多く進出している自治体の固定資産税収入は多くなります。

②個人町民税は他市と比べてもあまり差がありません。

③法人町民税は他市に比べて3～4倍になっています。

更に法人町民税は、税収の絶対額でも新座市に次いで2番目に高い金額になっていることから、三芳町は他市に比べて企業が多いことが分かります。

(5) 国庫・県支出金の内訳

三芳町は不交付団体のため普通交付税は交付されませんが、特定の事業のためや、法令に定められた国庫支出金と県支出金があり、これらは三芳町にも交付されています。

a. 国庫支出金

①国庫支出金は国が特定の事業を推進するため、及び法令に基づき市町村に支出する補助金です。国庫支出金は「国庫負担金」「国庫補助金」「国庫委託金」など、大きく分けて3種類に分類できます。

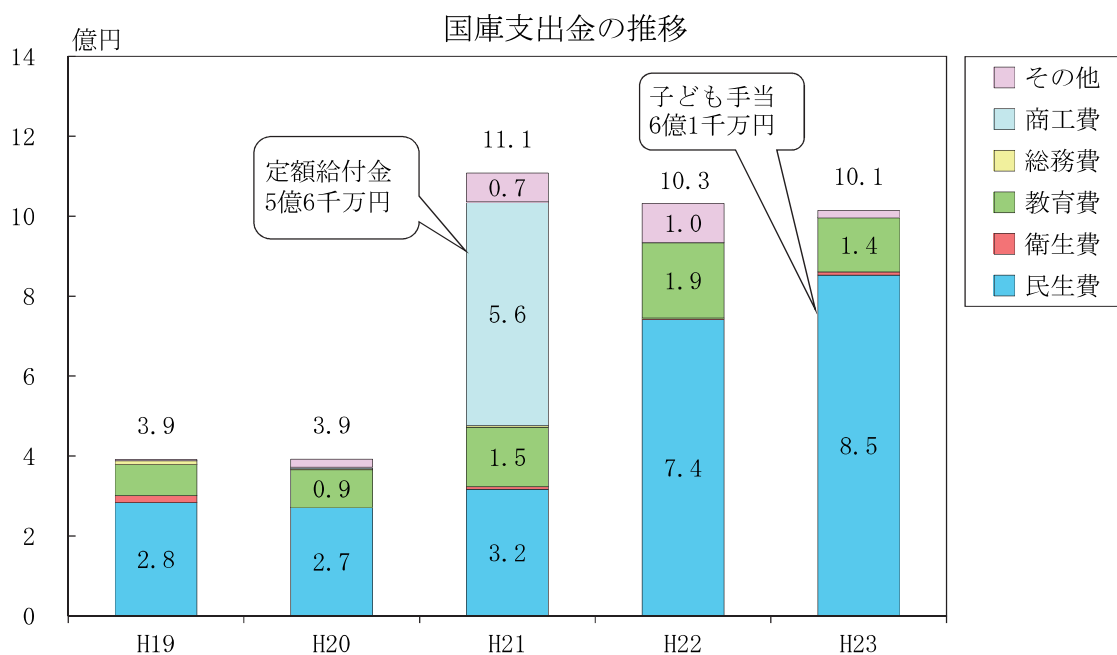
平成23年度の主な国庫支出金としては

ア. 国庫負担金：「障害者自立支援給付費負担金」「子ども手当負担金」「保育所運営費負担金」

イ. 国庫補助金：「次世代育成支援対策交付金」「学校施設環境改善交付金」「幼稚園就園奨励費補助金」

ウ. 国庫委託金：「国民年金事務費交付金」「子ども手当事務費交付金」

②平成23年度の国庫支出金の総額は10億1,459万円になりました。



平成21年度は「定額給付金支給」として5億5,939万円が町に給付されました。平成22年度からは国の政策として「子ども手当」が始まり、平成23年度には6億697万円が給付されました。

b. 県支出金

①国庫支出金と同様に県が特定の事業を推進するため、及び法令に基づき市町村に支出する補助金です。

また町独自の事業の一部にも補助金が支出されています。

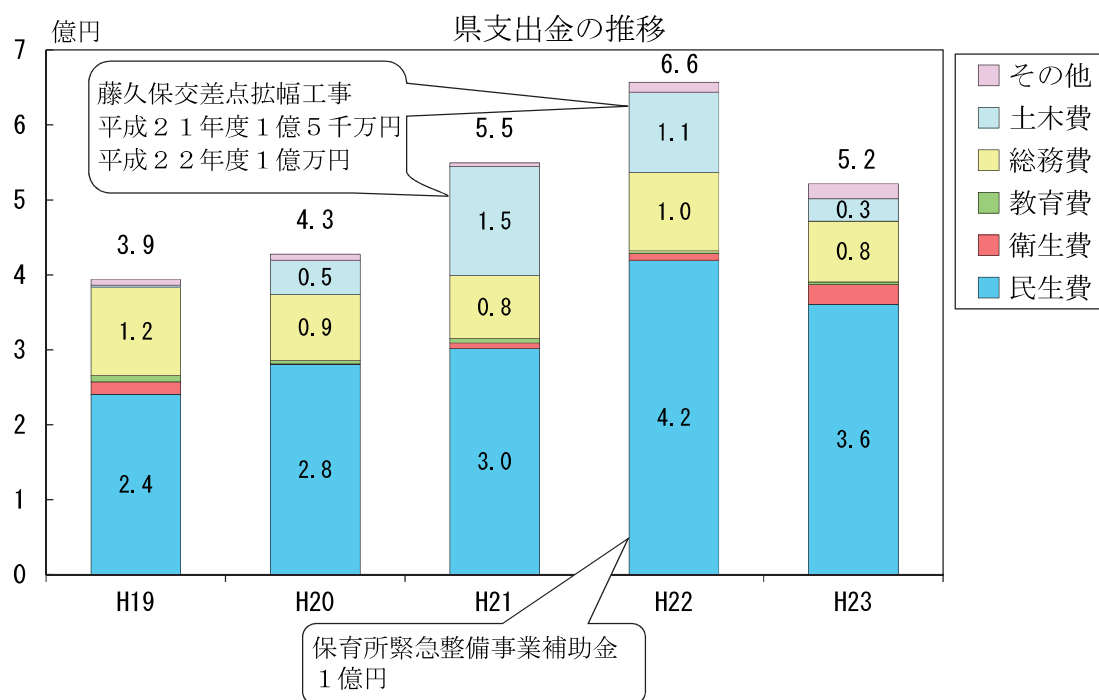
県支出金は「県負担金」「県補助金」「県委託金」と、大きく分けて3種類に分類できます。

ア. 県負担金：「障害者自立支援給付費負担金」「国民健康保険基盤安定負担金」「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」「子ども手当負担金」

イ. 県補助金：「障害者生活支援事業補助金」「障害者福祉施設等支援事業補助金」「放課後児童健全育成事業費補助金」

ウ. 県委託金：「国勢調査委託金」「選挙執行経費交付金」「道路拡幅事業委託金」

②平成23年度の県支出金は5億2,142万円でした。



平成22年度では「保育所緊急整備事業補助金」が1億922万円ありました。この補助金はあずさ保育園の建設のために支出されました。

また国道254号線の「藤久保交差点拡幅工事」を県事業として委託され、土地の買収及び工事費として平成21年度には1億4,558万円、平成22年度には1億685万円の県委託金がありました。